

北海道商工会連合会・商工会が実施する

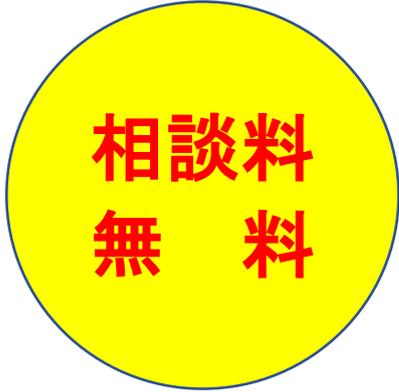
新型コロナウイルス関連「法律相談事業」

商工会員が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生じた経営上の悩みに、
弁護士が相談に応じます。

北海道商工会連合会では、商工会の会員企業が新型コロナウイルス感染拡大の影響によって生じた経営上の悩みごとや困りごとに対応するため、法律相談事業を実施しています。新型コロナウイルス感染拡大に伴う「従業員の労務上の対策」や「賃貸借契約に基づく悩み」などがございましたら、早急なご相談をお勧めいたします。

◆ 事業の実施期間 ◆

・令和2年5月25日から令和3年3月31日



相談料
無料

◆ 相 談 料 ◆

・原則無料で、何回でもご相談いただけます。

(相談の範疇を越えて、法的手続きに着手する場合等を除きます。)

◆ 相談までの流れ ◆

- ・まずは地元商工会へご連絡ください。
- ・商工会で「法律相談申込票」に相談内容（経緯と質問等）をご記入ください。
- ・ご記入いただいた「法律相談申込票」は、商工会から北海道商工会連合会を經由して、札幌総合法律事務所へEメールで進達いたします。
- ・札幌総合法律事務所の弁護士から、相談内容に応じた法的アドバイスをいただきます。

※相談申込みから弁護士のアドバイスは、感染予防のためのソーシャル・ディスタンスを保つ取り組みの一環として、Eメールでのやりとりを基本として実施いたします。

～ お問い合わせ ～

- ・「北海道商工会連合会」組織経営支援部（企業支援課：電話 011-251-0102）
- ・地元の商工会へご連絡ください。